

小牧市監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、小牧市長から通知があったので、同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和5年1月31日

小牧市監査委員 伊藤 二三

小牧市監査委員 稲垣 衿子

## 定期監査の結果に関する措置状況（教育委員会）

### 教育総務課

#### 〔監査結果〕

##### (1) 庶務事務について

旅費の支給金額が誤っていたもの（過少支給）

#### 〔措置状況〕

旅費の不足分を対象者に支払いました。今後は、同様の誤りがないよう適正な事務処理に努めます。

#### 〔監査結果〕

##### (2) 契約事務について

契約書に収入印紙が貼付されていなかったもの

#### 〔措置状況〕

契約書に収入印紙を貼付しました。今後は、受注者から提出された際に、必要な収入印紙が貼付されているかの確認を徹底します。

#### 〔監査委員意見〕

- ・ 教育総務課においては、毎年度、道路管理者や警察など関係機関と連携し、市内の全小学校を対象に通学路を点検しており、現場の状況や学校・保護者からの要望等を総合的に勘案し、適切な安全対策を実施されている。

その対策の一つとして、みどり線（グリーンベルト）及び看板の設置が挙げられるが、自動車が通れる場所であって、歩道がない又は歩車分離がされていない通学路については緑色の塗装を施し、自動車の運転手に注意を促しているとのことであった。

しかしながら、安全対策を実施しているにも関わらず、みどり線が持つ意味について運転手への周知が不十分と考えられる。引き続き、関係機関の協力をいただきながら、みどり線の効果的な周知について取り組むとともに通学路の安全確保に努められたい。

#### 〔対応〕

- ・ 今後も引き続き関係機関と連携しながら通学路の安全確保に取り組むとともに、広報やホームページ等を活用しながら、みどり線が持つ意味等

の周知に取り組んでまいります。

## 学校給食課

### 〔監査結果〕

#### (1) 契約事務について

ア 主管課での見積徴収において、予定価格調書を予定価格封筒に入れた形跡がなく、予定価格の正しい取り扱いがされていなかったもの

イ 落札金額と契約金額が異なっていたもの

### 〔措置状況〕

指摘事項については、いずれも速やかに是正しました。今後は、同様の誤りがないよう適正な事務処理に努めます。

### 〔監査委員意見〕

- ・ 安全で安心な給食の提供に当たって異物混入を防ぐことは重要な課題であり、各給食センターでは食材の納品時や調理時において目視や手で触れての確認を実施し、異物が発見された場合には原因を特定し、関係者に情報共有を行うことで再発防止に努められている。

給食に関わる事業者も、異物の混入が発生すれば大きな影響を受けることから同じ問題意識を共有することを目的とした意見交換の機会を設けるなど、更なる発生防止に努められたい。

### 〔対応〕

- ・ 異物混入が発覚した場合、納入業者を通じて製造者に対してなど、関係する業者に発生原因の追求と再発防止策を講じて報告するよう、その都度求めております。今後もそうした情報の共有に努め、更なる発生防止に努めてまいります。

## 学校教育課

### 〔監査委員意見〕

- ・ 学校現場においては、「学び合う学び」を教育の基本目標とし、児童生徒同士或いは児童生徒と教員、又地域や家庭での学び合いを大切に、他者

と意欲的に関わりあって自己の学びを追求していく教育が実践されている。この「学び合う学び」で人と関わり合いながら学ぶ姿勢は学校に限らず職場においても大切なことであると思われる。

- ・ 日本語指導が必要な子どもの学習支援協働事業を委託し、その授業料は受託者が徴収し収入としているとのことであった。

本事業は補助事業に相応する側面を持つてはいるものの、協働提案事業化制度に基づく委託事業であり事業により得た収入は、原則市に属すると考えられることから、引き続き事業を推進される中であり方を検討されたい。

#### 〔対応〕

- ・ 小牧市教育大綱において、基本目標 1 として、「時代を切り拓く力を育む『学び』の充実」を掲げ、人と関わり合いながら学ぶ「学び合う学び」を進め、様々な課題に関心を持って主体的に学ぶ子どもたちを育ててきています。今後もかかわりを重視した「学び合う学び」をさらに推進し、本市が目指す人間像である「主体的に学び・考え、社会の中でたくましく生きることのできる人」を育成したいと考えています。
- ・ 日本語指導が必要な子どもの学習支援協働事業については、受益者負担である授業料のあり方について受託者および関係各課と協議してまいります。

### 学校教育 I C T 推進室

#### 〔監査結果〕

##### (1) 契約事務について

主管課での見積徴収において、予定価格封筒を作成していなかったものの

#### 〔措置状況〕

指摘事項については、いずれも速やかに是正しました。今後は、同様の誤りがないよう適正な事務処理に努めます。

#### 〔監査委員意見〕

- ・ 学校教育 I C T 活用支援業務委託は公募型プロポーザル方式によって

参加者を募り、審査した後、最適者を選定しているが、参加資格の一つに「愛知県内でのICT活用支援業務の受託又はICT活用支援の実績を1件以上有している者」を求めている。これは、受注者が本業務を達成するために必要な人員の確保ができるよう要件として入れたものであるが、そのことにより参加者が限定され、競合他者の参入を妨げている可能性がある。

今後も同様の方法によって業者を選定される場合については、参加資格の再考を検討されたい。

#### 〔対応〕

- ・ 次回選定時には、競争性を確保しつつ事業者が業務実施体制を整備できるように、実績エリアの拡大など参加資格の見直しを行います。

### 小中学校（米野小学校、桃ヶ丘小学校、北里中学校）

#### 〔監査委員意見〕

- ・ 学校においては、運用ルールに則った備品管理システム活用や、年に一度の備品の点検実施など、適正な管理に努められているものの、学校ごとの物品の管理については差が見られたことから、使用状況に合わせた保管場所の修正や、使用できない物品の速やかな廃棄など、日常的に適切な管理を行うよう努められたい。
- ・ 学校の内部統制については、今後具体化していく段階にあり、その入り口としてリスクマネジメントが考えられる。学校を取り巻くリスクを共有し、対応策を話し合うなど、リスクマネジメントを通じて、内部統制環境の整備を進められたい。

#### 〔対応〕

- ・ 備品の管理につきましては、備品は市の財産であるということ意識し、年に一度の備品点検だけでなく、日頃から備品の管理を徹底するよう努めます。備品の保管場所が変わった場合には、備品の所在が不明にならないよう、その都度、速やかに備品管理システムの保管場所を変更し、保管場所を常に最新の状態に更新し、必要な備品を必要な時に、すぐに使用できるよう努めます。また、使用できない備品は、速やかに不用決定処理をし、廃棄し、存在しない備品が備品台帳に残ってしまわないよう、備品管理シ

システムから削除します。

- 学校の内部統制については、今年度、危機管理マニュアルの見直し及び教職員の不祥事防止として管理職研修を実施しました。今後もリスクマネジメントを通じて、内部統制環境の整備を進めてまいります。